

Tialink 固定 IP プラン契約約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第3条（本約款の変更）</p> <p><u>当社は、本約款を変更しようとするときは、当社のホームページに表示する等の方法により、変更の1ヶ月前までに公表又は契約者に通知するものとします。</u></p>	<p>第3条（本約款の変更）</p> <p><u>1. 当社は、1か月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができるものとします。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本規約を変更することができるものとします。</u></p> <p><u>2. 契約者が本規約の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出るにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとします。</u></p> <p><u>3. 契約者が改訂日までに本規約の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更同意したものとみなします。</u></p>
<p>第35条（免責）</p> <p>1. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</p> <p>2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第35条（免責）</p> <p>1. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</p> <p><u>2. 当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供しよう経済的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。</u></p> <p>3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第36条(不可抗力)</p> <p><u>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。</u></p>
2016年7月7日制定	<p>2016年7月7日制定 2020年9月17日改訂</p>

以上